

昭和29年2月20日



才75号

区政のお知らせ

足立区役所

発行
足立区千住1ノ50
東京都足立区役所
北島十吉
編集業務係
総務課総務係
電話足立83代表 { 0151
3111 }

東京都足立区千住2ノ55
巧文社印刷所(織田)
電話足立88 { 1165
1166 }



今年の新入学児童

約九、八〇〇名

○…ホウーずいぶん肥つてねと先生にほめられて、得意そうに胸を反らす子。甘いものばかり喰べてちや駄目だよといわれ、みそつばを出してはにかむ子。暖冬とはいえ、まだ溶け切らぬ雪の上に、冷たい風が吹いている戸外にくらべ、部屋の中は眞赤に燃えるストーブと父兄の哄笑と気飾つた子供達で、春が一足先きにやつてきたよう。

○…去る十日から区内三十三の小学校で行われた新入学児童の予備身体検査では、終戦後年々向上する体位のグラフを作ることが楽しみの一つだという校務主任の言葉を借りるまでもなく、はち切れるように肥つた子供達に目がひかれる。

○…今年の新入学児童は二月二十日現在で九、七六七名だが、四月の入学時までには、多少の異動があるかも知れない。

昭和27年度足立区歳入歳出決算

歳入科目	予算現額	取入済額
①区 税	234,772,390	237,995,609.30
②公営企業及財産取入	9,183,065	8,163,626.46
③使用料及手数料	7,886,078	9,303,443.00
④福祉事業取入	1,500,000	0
⑤都 支 出 金	118,199,746	97,328,713.00
⑥寄 附 金	7,077,650	4,092,650.00
⑦繰 入 金	2,098,380	2,204,607.00
⑧繰 越 金 入	36,907,815	36,907,815.91
⑨雑 収 入	21,782,419	23,249,936.18
⑩財 政 調 整 交 付 金	77,827,875	67,083,978.00
合 計	517,235,378	486,330,378.85

歳出科目	予算現額	支出済額
①議 会 費	19,002,670	18,825,893.00
②区 役 所 費	139,043,830	133,928,212.00
③土 木 費	30,885,665	30,573,530.00
④建 築 事 業 費	2,284,302	2,284,293.00
⑤教 育 費	268,066,046	201,472,394.29
⑥社 会 教 育 費	3,998,900	3,907,122.00
⑦民 生 事 業 費	5,967,232	3,964,067.00
⑧産 業 経 済 費	19,436,726	3,712,527.00
⑨選 挙 費	5,262,272	5,258,637.00
⑩徴 収 費	9,749,624	9,421,235.00
⑪財 産 費	1,467,636	1,382,812.46
⑫諸 支 出 金	9,526,331	9,382,715.00
⑬予 備 費	2,544,144	0.00
合 計	517,235,378	424,120,432.75

区議会定期一回

た足立区才入才出追加更正予

昭和二十九年第一回足立区議会は去る二月十日午後一時から開会され昭和二十七年歳入歳出決算外八件の提出案件について活潑な討議が行われた。

今回提出された足立区才入才出追加更正予算額は七千六百五十六万八千八百円で二十八年度の区才入才出予算は総額で六億六千三百三十一万九千六百八十一円となつた。この追加更正予算の歳入における内訳の主なものには公営企業及び財産取入(区営競馬その他)使用料手数料、都支出金、財政調整交付金等で、歳出においては議会費、区役所費、土木費、教育費、産業振興館建設継続費等がその主なるものである。

活潑な意見交換 追加更正予算も決まる

昭和二十八年

なお今回提出された案件は次の通り。

- 一、昭和二十七年東京都足立区才入才出決算
- 一、昭和二十七年東京都足立区暫屋事業才入才出決算
- 一、区有財産無償譲渡について
- 一、区有財産の処分について
- 一、東京都足立区役所出張所設置条例の一部を改正する条例
- 一、東京都足立区産業振興館(仮称)建設費継続年期及び支出方法書
- 一、昭和二十八年度東京都足立区才入才出追加更正予算
- 一、昭和二十八年度足立区賃

昭和28年度足立区才入才出追加更正予算

歳入科目	追加更正予算額	年度合計
①区 税	0	256,396,435
②公営企業及財産取入	1,932,910	8,976,804
③使用料及び手数料	928,200	9,575,510
④都 支 出 金	61,225,146	212,352,302
⑤寄 附 金	390,000	3,940,000
⑥繰 越 金 入	△12,780,766	62,209,946
⑦雑 収 入	3,548,033	16,126,684
⑧財 政 調 整 交 付 金	21,257,158	93,742,000
合 計	76,500,681	663,319,681

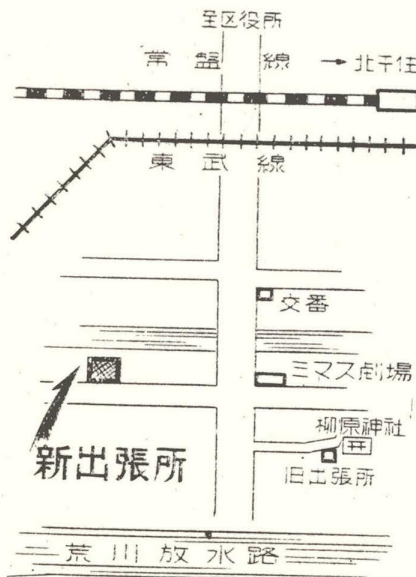
歳出科目	追加更正予算額	年度合計
①議 会 費	997,875	22,920,065
②区 役 所 費	16,911,018	147,560,932
③土 木 費	8,372,005	36,735,397
④建 築 事 業 費	270,000	1,624,750
⑤教 育 費	35,049,386	384,109,817
⑥民 生 事 業 費	2,750,000	7,222,626
⑦産 業 経 済 費	△15,000,000	4,326,260
⑧選 挙 費	0	4,707,693
⑨徴 収 費	374,062	11,967,299
⑩財 産 費	0	1,199,251
⑪災 害 復 旧 費	0	6,000,000
⑫諸 支 出 金	4,776,335	9,945,591
⑬予 備 費	0	3,000,000
⑭産 業 振 興 館 設 計 費	22,000,000	22,000,000
合 計	76,500,681	663,319,681

産業振興館建設

多年の懸案であつた足立区産業振興館(公会堂)もすでに敷地が決まり(区役所敷地内)今議会にその建設費継続年期および支出方法書が提出され二十八年度及び二十九年度二ヶ年継続事業とし予算四千万円が計上された。なお会館の設計は現在進捗中で、設備その他についても、近日中に決定されることになつてい

才二出張所移転

今まで柳原町一五六番地にあつた区役所第二出張所が、今度同町二一八番地(元常東民生事務所)に移転することになり、三月一日から新庁舎で業務を開始することになつた。



図は出張所附近略図

健全な集会場

児童會館近く着工

子供達が自由に使える健全で楽しい集会場をと、区ではかねてから児童會館の建設に慎重な案を練ってきたが、このほどその具体案が決まり近く着工することになった。

この児童會館は西新井大師境内の現在運動場になつてゐる所に建てられるもので、すでに第一期分として二九五万円

の予算も計上されている。會館は集会その他社会科の研究會、発表會等に使える設備を整へ三百人収容のホールを

含めた近代的なもので、将来は子供のための科学館、郷土館等も併設される予定であり完成の日が待たれている。

粉食調理講習會

現在の食糧事情から推して、今後の食生活は粉食に相当部分を依存しなければならなくなる事が明白なので、区では米食偏重の傾向を是正し、粉食とその副食品の栄養あるおいしい喰べ方を一般に普及させようと、区内婦人団体に

呼びかけ去る二月十六日から食生活改善講習會を開催、三月五日までこれを続けることになつてゐる。

水稻競作供進會

入賞者表彰

足立農協、区役所主催による昭和二十八年年度水稻多収獲競作供進會賞状授手式が、二月四日午後一時から、足立農協二階講堂で挙行された。四十数年振りといわれる冷害による全国的な凶作をよそに優良な成績を取めたことは、出品者の絶えざる努力と研究が実を結んだものであり、天

災も工夫と創意によつて、或る程度は防げるものであるという確信を持つことができたのは非常に喜ばしいという供進會長(大山区長)の挨拶審査長(都立農事試験場長)の講評の後、次の各入賞者がそれぞれ表彰された。

一等 西新井町八三二 江川重吉
 (品種) 神力
 反当り一三四貫

二等 藤代義雄、鳥塚優三、芦川浩史、清水太郎、星野正三

三等 古庄一他二十名
 四等 清水豊七他三十四名

二月から三月末まで

道路等二万平方メートルを整備

- 区土木課では総工費二千六百九拾八万円を二月から三月三十一日にかけて次の工事を施行する。
- ①路面補修(簡易舗装)
 - 大谷田町一、四二〇―六六一
 - 梅田町一、六五一―一、七五八、九〇九―八五一
 - ▲本木町二の一、二九六―梅田町二六九
 - ▲栗原町一、二一六―九四
 - ▲千住東町三四―千住旭町四六
 - ▲千住旭町二七―四六
 - 合 計延長四、九〇三米面積一九
- ②砂利道補修
 - 八三三平米
 - 柳原町二九〇―日の出町一
 - 四九八
 - ▲千住末広町四八―小右エ門町四二九
 - 合 計二、二八五米面積一〇、三三〇平米
- ③道路側溝改修(U字溝)
 - 梅田町一、三〇四―一、一〇五
 - ▲日ノ出町一の三四四―三五三
 - ▲本木一の四三八―七七八
 - ▲柳原町二七二―四七
 - ▲千住高砂町一三五
 - ▲栗原町八〇三
 - ▲八八七
 - 合 計延長一、一

第九回成人学校

好評の自動車技術も加う

開催の都度非常な好評を得ている足立区成人学校の第九回開校式が二月二十六日(第一会場)三月十五日(第二会場)それぞれ行われる。

▼第一会場 住元町四〇
 二月二十六日
 三月三十一日まで毎週
 月・水・金午後六時三十分から八時三十分まで

▼第二会場 正和自動車練習場

科目 洋裁、家庭料理、謄写

分まで

科目 自動車技術(運転、構造、法規)

▲定員は各科目とも七〇名で定員になり次第締切

▲授業料は無料

▲資格十五才以上の区民(但し自動車技術の部は十八才以上)

▲一定日数以上受講した者には修了証書を授与する

▲申込は第一会場 二月二十四日まで、第二会場 三月十一日まで 区教育委員会社会教育課に申込むこと。

所(千住緑町五)
 三月十五日―三月三十一日まで毎週月、火、水、木、金午後六時三十分から八時三十分まで

- ④水路改修(コンクリート柵渠)
 - 九四米
 - 本木一の四五〇―四二八
 - ▲五反野南町一、二四〇―一、四六五
 - ▲梅田町三九二、栗原町一、二二九
 - ▲長門町二三八、大谷田町一、二九九
 - ▲本木三の二、四七七―二、四八八
 - ▲本木二の一、七六九―一、七三三
 - ▲本木三の一、七六九―一、七七六
 - ▲本木一の三四〇―二四三
 - 合 計延長一、七五二米
- ⑤堀鑿道路復旧工事(コンクリート舗装)
 - 千住中居町六一、千住大川町八六
 - 計延長七四四米面積五一九平米
- ⑥橋梁復旧工事(鉄筋コンクリート橋)
 - 千住末広町末広橋延長五、三米
- ⑦道路拡巾工事(水路コンクリート覆蓋)
 - 本木三の二、四七七―二、四九七
 - 延長一二〇米
- ⑧荒川放水路整地工事
 - 本木一丁目二四四地先、面積六、二八〇平米

江東五区駅伝

三月七日 小雨に挙行

江東五区(墨田、江東、江戸川、葛飾、足立)の区役所及び教育委員会と読売新聞社の共催による第二回江東五区区役所めぐり駅伝競走大会の要項がこのほど次の通り決定された。

期日—三月七日(日)午後一時(小雨決行)

参加資格—江東五区に在住、在学在勤(アルバイトを除く)する者に限る。

申込—二月二十五日までに各区教育委員会に申込むこと

中学校連合研究発表会

区教育委員会、区立中学校教育研究会主催の区立中学校連合理科社会科研究発表会が去る二月十六日午前九時から、区議会議事堂で開催された。当日はまず各校選出の評議員が、普段区議会で使っている議席番号札を立てて選出された護長に対し、学校のクラブ活動について活潑な討議を行った後、各校代表の研究調査の発表会に移り、区内の教育関係者はもとより、見学の来賓に多大な感銘を与え午後五時閉会した。

参加選手数—正選手五名、補助二名、監督一名

コース
足立区役所—墨田区役所(八四〇〇米)—江東区城東支所(五、六〇〇米)—江戸川区役所(五、六〇〇米)—葛飾区役所(七、九〇〇米)—足立区役所(八、九〇〇米)

その他詳細は各区教育委員会に問合わせのこと。

足立区花卉促成供進会

農産物とともに都内需要に対する大きな生産比重を示す本区の花弁栽培の、改良発展を促す「足立区花卉促成供進

会」が去る二月十三、十四日の両日、足立区議事堂で開かれた。

この日出品されたチューリップ、アネモス、フリージア等は、本区獨得の栽培法によるもので、区外の栽培業者はもとより、詰めかけた観覧者の激賞を買った。なお出品された花卉の審査(審査長都立農事試験場長)終了後別項の入賞者に対する表彰式を行った。

○花卉供進会受賞者
(出品総点数二三八)

- 特等賞
チューリップ(都知事賞)
興野町 蓮沼 哲司
百合(区長賞)
本木四丁目 岩田菊次郎
壹等賞



写真 は 花卉 供進 会々 場

- 百合
島根町 鴨下 久三
チューリップ

- 本木五丁目 国井 与一
雪柳
西新井町 杉山 秀雄

- チューリップ
山崎 利雄
フリージア
伊興町本町 足立 長松

終戦後九年都民生活にもゆとりがでてきて日常の生活に対する文化的配慮というような点にも眼が向けられるようになった。昨今、家でも学校でも街頭でも職場でも人々を悩ましていく騒音は近ごろの世論の関心の一つの中心となつてきた。東京都ではこのような世論にこたえて、知事会長とする十五名の学識経験者六名の関係官吏、九名の都職員からなる東京都騒音対策委

可決されたものが、この二月一日から施行された騒音防止に関する条例である。そこでこの条例の説明の前に「騒音」といわれる音の性質はどんなものかということを一述べてみよう。

簡単に騒しい音といつてもこれは聞く人の主観によつて異なるもので、例えば試験勉強の最中に聞える音楽といったような場合、これを騒音といえるかどうか極めて微妙な問

題となつてくる。が、こつた聞く人の個人差、環境、生活条件で騒音の観念が変つてくる場合等は一応除外するとして、どんな音でもある一定の強さに達するとだれにとつても騒しい音になつてくる。この音の強さを測るのに「ホン」という単位がつかわれるが木の葉のふれ合う音が五〇ホン、人のささやく声が五〇ホン、普通の会話が五五ホ

騒音防止条例とは

員会を組織し、世論の反映と専門的知識に基づく適切な騒音対策に乗り出した。以来同委員会では騒音対策に対する知事の諮問に基づいて調査研究を進めた結果その具体的方策として騒音に関する条例を制定し、これによつて取締れば相当有効であるとの結論を答申したので、都ではとりあえず、同時に提出された委員会案を基本として条例案を作り

昨年十二月の都議会に提案し

大の効果であることはいうまでもないことなのである。なお、騒音防止に関する罰則の適用は四月一日から適用されるが、現在騒音対策委員会から提案されている音量の基準によると、本区においては、午前八時から午後七時まで六〇ホン、午前六時—午前八時午後七時—午後十一時まで五〇ホン以上の騒音を発するとこの罰則の適用を受けるようになるかも知れない。